第 254 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 12 月 25 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (35名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	4番 藤原 康正	6番 古田川光彦
7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博	11番 藤原 克巳
12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	14番 和久利 健	15番 立石 覚
16番 大坂 茂	17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓
20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則	24番 佐藤 昌利
25番 石原 宏二	27番 藤原 功	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子	33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男
36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人
40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫	43番 原田 二朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子

5. 欠席委員 (7名)

3番 藤原 寿成	5番 岩田 孝史	10番 高橋 正敏	23番 渡部 雅一
26番 賀元 亨	32番 嵐谷 行徳	34番 卜藏 秀夫	

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地利用集積等促進計画の承認について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	改めましておはようございます。 早いもので今年もあと5日余りとなりました。今年1年間皆様方には公私に渡りまして何かとご支援ご協力賜りましたこと、この場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。 昨年からの米不足、また記録的な猛暑により、米の品質の悪さ等で JA は概算金を今年も大幅に値上げいたしました。それを上回る値段で集荷業者が買っておりまして、過去に例を見ない高値となりましたが、12月には一部卸売り業者、それにスーパー等で値下げが始まっております。 今日の新聞でも3万円を割ったというような記事が出ておりました。来年の米価がどうなるか、動向が心配されるところでございます。一部の県では来年の耕作面積を減らすというような動きがでてきている、これも新聞の情報でございます。 農林省の統計を見ますと、島根県の耕作面積は1965年には73,900haあったということでございますが、2023 年には 38,800ha 減って、35,800ha となっています。ちなみに 1965 年といいますと私、高校1年でございましたので、約 60 年の間に半減したということでございます。 また予測では、これから10年で全国の農地のうち35%が耕作されず、また農家の数も半減するとショッキングな数字が出ております。主な原因の一つとしては、農地利用型作物である水稲、麦、大豆の減少、と担い手不足による零細農家の撤退、特に中山間地域の農家で離農が進むという予測となっております。奥出雲でもこの傾向が出てくるんじゃないかと思っておりますが、どうか皆様方のお力で、農家の耕作面積は減らないように一つご努力をお願いをしたいというふうに思っております。 それでは今年最後の総会に入らせていただきます。座ってさせていただきます。 それではただいまから第254回奥出雲町農業委員会の総会を開催いたします。議事に入ります前に奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は3番藤原委員、5番岩田委員、10番高橋委員。出席者は18名中15名。よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員は欠席者4名、出席者20名でございます。次に奥出雲町農業委員会規則第 25 条第 3 項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、6番古田川委員、7番永濱委員、お願いいたします。 本日上程いたします議題は報告第 1 号に提出し、その他まで順次上程をいたします。ご審議よろしくお願いいたします。 報告第 1 号、農地法第 18 条 6 項の規定による届け出について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案に入ります前に、一つ報告事項を 1 点させていただきます。9月総会議案第3号の農地利用集積等促進計画案に関する意見について、貸借期間について入力表記に誤りがあり、一部訂正いたしましたので報告いたします。 番号8番について、議案書の方には公告日の翌日から「令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年間」と記載しておりましたが、正しくは「令和 17 年 12 月 31 日まで 10 年間」の貸借期間でしたので訂正を行いましたので報告いたします。以上です。 合意解約について、総会通知にはありませんでしたが本日は番号 1 と番号 2 を追加させておりますのでよろしくお願いいたします。議案を読み上げます。 1 ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合 3, 271 ㎡。賃貸人氏名 公益財団法人 しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ■■■■番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年

事務局	9月18日。解約の理由　双方の合意による。 番号2、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計 3，271㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　公益財団法人しまね農業振興公社、住所、松江市黒田町432番地1。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年9月18日。解約の理由　双方の合意による。 2ページをご覧ください。 番号3、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計 6,589㎡。賃貸人氏名　公益財団法人しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。賃借人氏名　有限会社△△△△、住所　■■■■番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年12月10日。解約の理由　対象地を売却するため。 番号4、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計 6,589㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名、公益財団法人しまね農業振興公社、住所　松江市黒田町432番地1。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年12月10日。解約の理由　対象地を売却するため。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	3ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年12月25日提出、奥出雲町農業委員会　会長。 番号1、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目は、登記簿/現況ともに田と畑。面積は合計 2,158㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は130.6aです。資料1に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は、登記簿/現況ともに田。面積は合計 3,271㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は299.9aです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在、□□□□番、1筆、地目は、登記簿/現況ともに田。面積は合計 2,554㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■在住。権利取得後の経営面積は25.5aです。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 4ページをご覧ください。 番号4、農地の所在、□□□□番ほか1筆、地目は、登記簿/現況ともに田。面積は合計 6,589㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は489.7aです。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号5、農地の所在、□□□□番ほか1筆、地目は、登記簿/現況ともに田。面積は合計

事務局	4,681㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は171aです。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号6、農地の所在、□□□□番、1筆、地目は、登記簿/現況ともに畑。面積1,043㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は181.4aです。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条　第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。 番号1の補足説明を30番山田委員お願いします。
30番	番号1について30番山田が補足説明をいたします。この場所は314号線から□■□■に向かって入りますと△▲△▲から○●○●の方に向かってですね、上がっていきます。ここの△▲△▲からおよそ300mぐらい上がったところの位置になります。この度○○○○さんと△△△△さんの間で合意がなされたわけですが、△△△△さんがここの田んぼの横で牛舎を持っておられまして、この周辺の田んぼでも、現在は牧草の栽培をしてですね、牛飼いをしておられます。この後も継続的に耕作されると思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。 次、番号2の補足説明を8番、安部委員。
8番	みなさんおはようございます。番号2について安部が補足説明をさせていただきます。報告第1号の1番、2番でも報告をされておりますけども、確か3回前の農業委員会の時にですね、○○○○さんが高齢になられて、後継者がいないということで、全ての圃場をですね、△△△△さんが買受けて耕作をするというような段取りになっておりましたけども、この2筆だけがですね、ご主人の名前になっておりまして、それができなかったということで、今回手続きをされてですね、この2筆の△△△△さんが買い受けて、耕作をするという段取りになりました。圃場の位置は◎◎◎◎自治会にあります。これで全て△△△△さんが、○○○○さんがお持ちであった圃場をですね、耕作をされるということでございます。△△△△さん、非常に熱心な方ですので、問題ないのかなというふうに思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

	（なしの声）
議長	承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号2について、承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を36番川西委員、お願いいたします。
36番	36番川西が3番について、ご説明をさせていただきます。 ○○○○さんより息子さんの△△△△さんへの土地の所有権移転について、△△△△さんは現在■■■■に在住ですが、農繁期には帰宅して農作業等をしておられます。近い将来、退職等に合わせて役割分担するとのこと、大変良いことだと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号3について、承認することに決しました。 次に番号4について補足説明を39番大塚委員、お願いいたします。
39番	番号4について、39番大塚が補足説明させていただきます。 場所でございますが、場所は◎◎◎◎地内314号線◆◇◆◇の上2筆となっております。これですが、○○○○さんがお亡くなりになられて、□○□○の方に親戚の方がおられるということなんですが、相続を放棄され、国の管理ということで、相続財産清算人の弁護士の方から現在作っておられた◆▲◆▲の方に買い取ってくださいというお話があったようですが、◆▲◆▲さん買ってまではということで、◆▲◆▲さんの方から△△△△さんを紹介され、△△△△さん近くで田んぼの方作っておられるので、△△△△さんがいいのではないかということで、何ら問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	番号4の補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号4について、承認することに決しました。 次に番号5番号6について、受け手が同じでございますので続けて、補足説明を41番梅木議員お願いします。
41番	41番梅木が説明させていただきます。 ○○○○さんの持っている農地につきましては、○○○○さんの方が入手した直後からずっと△△△△さんですか、■■■■さんですが耕作していまして、なかなか管理の面でいろいろと。△△△△さん、◇◇◇◇ということですけど、◆▲◆▲が経営拡大ということで今積極的にやっています。問題ないと思います。

41番	それから6番の、こちらは畑は開パイですけれども一応今まだ荒れてます。○○○○さんの方がこれを入手した時に面積制限とかいろんなものがあったので、それも引き続いて△△△△さんの方で荒れていますけれども、そばなりを作って今後耕作したいというようなことですので、お願いします。以上です。
議長	番号5、番号6について補足説明が終わりました。続いて一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号5、番号6について、承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	5ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲番地。転用目的、施設等は墓地。転用理由　現在、墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿/現況ともに田。面積3,391㎡。申請人氏名　○○○○。住所、▲▲▲▲在住。転用目的、植林。施設等は山林。転用理由　山林、谷間の田で耕作困難な農地であるため植林をして山林にする。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料8に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。 番号1について補足説明を8番安部委員お願いします。
8番	番号1について補足説明をさせていただきます。 転用理由について書いてあるとおりでありますけれども、現地の方ですね、私と嵐谷と行かしていただきましたけども、非常に急斜面の山の中にございまして、なかなかこれは管理が行き届かないなというふうなところにある墓地でございましたけども、自宅の裏の方にですね、ちょうどいいような面積の畑がございまして、そこをですね、除地をして、今回10月の8日には公告されておりますけれども、除地の申請が下りたということで、今回墓地の転用をということで許可を受けたいということでございますので、ご審議をよろしくお願いをしたいと思います。
議長	番号1について補足説明が終わりました。

議長	続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。 次に番号2について補足説明を36番川西委員お願いします。
36番	36番川西が番号2について補足説明をさせていただきます。 この田んぼは山林の谷あいにあり、長い間耕作していない状態であります。これからも耕作の予定はなく、植林をして土地を管理したいとのことです。問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号2について、承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による。許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	6ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番ほか4筆。地目　登記簿は田と畑/現況は田とため池。面積は合計6,634㎡。権利種別　所有権移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。譲受人氏名　株式会社△△△△、住所　■■■■番地。転用目的、施設等は残土処理場。申請理由　残土処理場が不足しているため、申請地を譲受し残土処理場としたい。対価総額◇◇◇◇円。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料9に地図を載せていますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目　登記簿/現況ともに田。面積3,098㎡。権利種別　所有権移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。譲受人氏名　株式会社△△△△、住所　■■■■番地。転用目的、施設等は残土処理場。申請理由　残土処理場が不足しているため申請地を譲受し残土処理場としたい。対価総額、◇◇◇◇円。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料10に地図を載せていますので、ご覧ください。 7ページをご覧ください。 番号3、農地の所在、□□□□番、1筆。地目　登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。権利種別所有権移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。譲受人氏名　△△△△、住所　■■■■番地。転用目的、施設等は墓地。申請理由　譲渡人の既設墓碑に隣接して、墓碑を設ける。対価総額、◇◇◇◇円。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料11に地図を載せていますので、ご覧ください。

事務局	許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明は終わりました。 続いて番号1、2については受け手が同じでございますので、続けて補足説明をお願いいたします。14番和久利委員さん。
14番	番号1、番号2について14番和久利が補足説明をさせていただきます。 この場所は、地図にありますように◎◎◎◎に◆◆◆◆というところがありますが、そこの真向かいの非常に狭い谷あいのところです。今現在△△△△の残土処理場もその◆◆◆◆地内にありまして、それが数年後にはもう使用できないということが分かっているそうでして、△△△△さんの方でいろいろ場所を探しておられたようです。○○○○さんの土地も含めてですが、この土地は非常に狭い急進なところでして、近年、イノシシの被害が大変ひどくて、それと水害によって道路が分断されたところもありまして、耕作をしている所やしてない所が点在しているような状況でした。 そこへ●●●●さんは、◇▲◇▲さんところの息子さんですし、○○○○さんは地元の方ですが、こういう話が持ち上がりまして、双方の合意のもとにこういうことになったということです。審議の方よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 番号1、番号2は受け手同じでございますので、一括承認、質疑してもよろしいでしょうか。 (はいの声) それでは番号1、番号2、質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号1、番号2について、承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を、28番藤原委員。
28番	番号3につきまして、藤原が補足説明をいたします。 場所の方は◎◎◎◎自治会内でございまして、△△△△さんの方がちょっと他の家の近くに建てたいと思われましたが、自分の土地がなく、この度○○○○さんのお墓の隣の農地を譲り受けて、墓碑を建てるるという案件でございます。周辺は他の墓地もたくさんございまして何ら問題はないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号3について、承認することに決しました。 次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	8ページをご覧ください。 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和7年12月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計4，074㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号2から番号4は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、すべて玄米◇◇◇◇kg。 番号2、農地は、□□□□地内1筆。面積は4,313㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号3、農地は◎◎◎◎地内3筆。面積は合計7,267㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 9ページをご覧ください。 番号4、農地は、□□□□地内5筆。面積は合計7，563㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号5、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計5,952㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 10ページをご覧ください。 番号6、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計6，872㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下はご覧のとおりです。 番号7、農地は、□□□□地内1筆。面積2，072㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号8、農地は、□□□□地内1筆。面積は1，357㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　農事組合法人　△△△△。10aあたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 11ページをご覧ください。 番号9から番号11は出し手が同じです。貸借権の設定をする者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、すべて玄米◇◇◇◇kg。 番号9、農地は、□□□□地内1筆。面積2，180㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号10、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計 4,078 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下はご覧のとおりです。 番号11、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計4，984㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。以下はご覧のとおりです。 12ページをご覧ください。

事務局	番号12、農地は、□□□□地内1筆。面積は1，62㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号13、農地は、□□□□地内3筆。面積は3，272㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う　と認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事する　と認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。 続いて、番号1から補足説明に入ります。 番号1の補足説明を、21番森合委員お願いします。
21番	それでは番号1について、21番森合が補足説明をさせていただきます。 場所につきましては、◎◎◎◎地内の◇■◇■線に△▲△▲というところでございます。そこの右手の方に◇●◇●方面に向かって右手の方にこの圃場があります。△△△△さんは今年のこの圃場を耕作されておられます。適切に管理されておりました。内容は新規ということですけども、何ら問題ないと思います。どうぞよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。 次に番号2、番号3、番号4については、受け手が同じでございますので続けて補足説明を2番石原委員。
2番	番号2、3、4について番号2番の石原が補足説明させていただきます。場所は基本的に◎◎◎◎地内にあります圃場です。多少他の自治会に隣接する所もございますが、ほぼ◎◎◎◎◎寄りですので、あの△△△△さんが実走で耕作されます。またこちらの3件ともに新規とはなっておりますが、以前から△△△△さんが管理され、問題なく管理されておりますので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 番号2、番号3、番号4については受け手が同じでございますので一括質疑、承認してよろしいでしょうか。 （はいの声） それでは質疑ございませんか。

議長	(なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号2、番号3、番号4について、承認することに決しました。 次に番号5、補足説明を36番川西委員。
36番	36番川西が、5番について補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんから△△△△さんへの小作契約について、同じ集落であり、また△△△△さんは他にも多く耕作を頑張ってしておられ、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	番号5の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号5について、承認することに決しました。 次に番号6について、補足説明を40番安部委員、お願いします。
40番	失礼いたします。6番について補足説明を40番安部がさせていただきます。 場所は314号線の■■■■近辺の圃場でございます。今までも△△△△さんがやっておられましたので何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	番号6の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号6について、承認することに決しました。 次に番号7について補足説明を39番大塚委員。
39番	7番について、39番大塚が補足説明をさせていただきます。 場所でございますが、◎◎◎◎地内の開パイにありまして、新規とありますが長年にわたり△△△△さん、ここで牧草を作っておられます。何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号7について、承認することに決しました。 次に番号8について補足説明を42番松島委員。

42番	8番について、42番松島が補足説明をさせていただきます。 この場所は□■□■地内ということで、◎◎◎◎の○●○●を越えたすぐ左の圃場になるわけですけども、今回機構をとおしてということで何ら問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号8について、承認することに決しました。 次に番号9について補足説明を41 番梅木委員お願いいたします。
41番	41 番梅木が補足説明をさせていただきます。 機構法に移行したということです。私は集落違うんですけども、集落のうちで分け合いをしながらここの○○○○さんの所の圃場を全員で協力して耕している、というようなことです。以上でございます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号9について、承認することに決しました。 次に番号10 について補足説明を42番松島委員お願いいたします。
42番	番号10について、42 番の松島が補説明させていただきます。 先ほどもちょっと説明がありましたけれども、■▲■▲集落内でやっておられるというふうなことで、お互いに分け合いをしてやっているというふうなことで、何ら問題ないと思います。今回、機構をとおしてというふうなことで、皆さん方が協力的にやっておられて嬉しいなというふうに思っております。以上でございます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号10について、承認することに決しました。 次に番号11、12、13 については梅木さんの補足説明になりますので、梅木委員続けてお願いします。
42番	まず11番ですけれども、これは先ほど9番で説明したとおり、分け合いということですので、何ら問題はないと思います。

42番	それから12番、こちらの方は●▲●▲集落の方ですけれども、2軒ともですけれども、集落がまとまって、■□■□というようなブランド化を進めていまして、精力的にやっています。何も問題はないと思います。引き続き耕作していけると思いますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。番号11について補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号11について、承認することに決しました。 次に番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号12について、承認することに決しました。 次に番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号13について、承認することに決しました。 本日は以上でございます。 その他について事務局、お願いいたします。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)奥出雲町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について (2)令和7年度良質米品評会の結果について(金倉会長より説明) (3)2026年の手帳と活動記録セットの配布 (4)農地パトロール(利用状況調査)以降の事務の流れについて説明 (5)12月25日　町長との意見交換会最終案内 (6)12月20日開催　世界農業遺産認定記念シンポジウムについて(谷山事務局長代理より説明) (7)12月22日　日本農業新聞の記事について(安部傭造会長職務代理より紹介)
議長	続いて和久利(健)さんの方から。
14番	はい。すみません、先ほど説明がありました農地パトロールのことについてですけれども、ちょっとこの間事務局さんと話をしましたが、所有者に向けて非農地の証明を送ってその後、所有者等が法務局で地目変更の登記を行うということになっていますが、なかなかこれ、ハードルの高いことでして個人で法務局へ行って地目変更するというのはなかなかやり付けないとできないことですが、それを所有者にお願いしてもなかなかしてもらえないので、そのまま地目が田とか畑のままで残っ

14番	ているということです。ここまで農業委員会で非農地証明まで出してするなら、この後の登記についても、農業委員会としてまとめて、地目変更できるようにしてほしいと。 　他の地域の農業委員会ではそれをまとめて法務局でやっておられる例もあります。以前私のところの土地で、私が全員から委任状をもらって86筆地目変更をしましたけれども、そういうことができるということですので。一切費用もかかりませんし。そうでもしないと毎年後パトロールして、同じ所がずっと挙がってきて、同じチェックをずっとしていかないといけないいうことになります。少しでもそれを減らすと、農地を減らすという意味じゃないですけども、有効活用できない農地に対しては、地目変更するなりして整理をしていくということも私は必要だと思いますので、農業委員会としてそういう形はとれないか、また検討していただきたいと思います。お願いします。
議長	はい、課長。
事務局	失礼いたします。ありがとうございます。 　全国でやっておられるところの方のやり方確認をしながらですね、必要なことかというふうにも考えておりますので、来期に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
議長	和久利さん。
14番	はい。
議長	以上でございます。本日の総会は終了いたします。 　来月は1月26日（月）9時からここで行います。 　いよいよ新しい年が参ります。皆さん、良い年を迎えましょう。 　本日はありがとうございました。